

ID: 1080

担当部署: こども福祉部 福祉室 障がい福祉課

処分の概要	医療受給者証の再交付		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 第33条 第1項		
法令番号	平成18年政令第10号		
【根拠条文】 (医療受給者証の再交付) 第33条 市町村等は、医療受給者証を破り、汚し、又は失った支給認定障害者等から、支給認定の有効期間内において、医療受給者証の再交付の申請があったときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、医療受給者証を交付しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日